

子ども・子育て支援事業計画の変更について（親子関係形成支援事業の追加）



1 子ども・子育て支援事業計画の概要

- 子ども・子育て支援法の規定により策定するもので、
幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業（⇒参考）に関する需給計画
- 具体的には、幼稚園、保育所、認定こども園、放課後児童クラブ、一時預かり事業、地域子ども・子育て支援拠点事業等、こどもや子育て家庭を支える各種事業について、
利用量の見込み（量の見込み）と、それに対応するための提供体制や実施時期（確保方策）を定めるもの
- 計画期間は、令和7年度から令和11年度まで（1期5年：現在3期目）
- 本市の子ども・子育て支援事業計画については、第3期松戸市子ども総合計画に包含して策定



2 変更の内容

- 令和8年度から親子関係形成支援事業（ペアレントトレーニング）を実施
- 同事業は、子ども・子育て支援法の規定により、地域子ども・子育て支援事業として規定されているため、
子ども・子育て支援事業計画に同事業を追加し、量の見込みと確保方策を定める。

3 親子関係形成支援事業の概要

- 児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者等を対象に、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を通じて、児童の発達状況等に応じた関わり方を学ぶ機会を提供し、親子間の適切な関係性の構築を支援する事業



4 今後の手続き等

- 子ども・子育て支援法に基づき、計画変更について千葉県と協議（7月末を目途に協議書を提出）
- 千葉県との協議が整い次第、変更後の事業計画を公表

参考 松戸市の地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援事業
- 延長保育事業
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- 放課後児童健全育成事業
- 子育て短期支援事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 子育て世帯訪問支援事業
- 親子関係形成支援事業** ← 令和8年度から事業計画に追加
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり事業
- 病児保育事業
- 子育て援助活動支援事業
- 妊婦健康診査事業
- 産後ケア事業
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）※



令和8年度から
事業計画に追加



※ 令和7年度に限り子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として実施し、令和8年度からは子ども・子育て支援法に基づく新たな給付（乳児等のための支援給付）として実施